

松岡昌和

日本軍政下シンガポールにおけるこども向け音楽工作

『アジア教育史研究』第十八号抜刷
二〇〇九年三月発行

日本軍政下シンガポールにおけることども向け音楽工作

松岡昌和

はじめに

日本軍は一九四一年一二月八日にマレー半島に上陸し、この地を植民地としていたイギリスとの戦争に突入する。その後、急激にマレー半島を南下した日本軍は四二年二月にはシンガポールに上陸、二月一五日にはこの地でイギリス軍を降伏させ、シンガポールを「昭南島」と改称し統治を開始した。それ以降、シンガポールでは陸軍第二五軍軍政部による行政が行われ、その統治集団は同年七月には軍政監部、四三年五月には馬来軍政監部、四四年三月には第七方面軍に変わっていく。そして四五年九月一二日には日本の南方軍がシンガポールで正式に降伏文書に調印し、日本による軍政は終わりを迎えた。このように、日本軍によるシンガポールの占領期間は三年八カ月と短いものであり、また、その統治は陸軍による軍政であり、行政組織が十分に整った上でのものではなかった。そのうえ、統治集団は短期間のうちに入れ替わるなど、一貫した政策を実施できるような環境にはなかったといえる。学校教育についてもその方針は「転三転し、一貫した教育方針が貫かれるることはなかつた。しかし、そうした中でも日本軍はこの地を領土とする方針を打ち出し、現地住民の宣撫並びに「皇民化」⁽¹⁾を試みた。

では、シンガポールにおいて、日本軍はどのような手段で現地住民の「皇民化」を行つたのであらうか⁽²⁾。特に音楽はどのようなメディアに乗せられ、どのような形で現地住民の皇民化に貢献するよう要請されたのであらうか。日本軍は南方占領地の統治にあたり、日本語普及の道具として歌を重視した。現地軍政の軍政顧問を務めた徳川義親⁽³⁾は一九四三年に『マライ教育事情』を著しており、その中で、日本語普及の諸手段について次のように記している⁽⁴⁾。

- ハ 現地語諸新聞或ハ州広報の或ルモノハ屢々日本語講座ヲ載セ、又宣伝班ハ子供ノ為ニ「サクラ」ヲ刊行セリ
- ニ 「ラジオ」ノ努力亦大ナリ。放送局ノ數近ク増加セラルベキヲ以テ大イニ期待シアリ
- ホ 歌ニヨル伝習ハ此ノ地ニアリテ殊ニ有効適切ナリ。之ニ関連シテ各地ハ音符、レコードノ類ヲ需ムルコト甚ダ大

ナリ。文教科ガ拙速ニモ他ノ教科書ニ先チテ唱歌ノ本ヲ作リシ所以ナリ

ヘ 日本語普及宣伝週間ヲ設ケタリ。六月初旬ナリ

この「ホ」の項目で言及されている「唱歌ノ本」がどのようなものか、どの程度教育現場に行きわたったのかといったことについては史料が欠如しているため、詳細が不明である。しかし、徳川が「ハ」の項目で言及している、宣伝部発行のこども向けカタカナ新聞『サクラ』には、「日本の歌」が紹介されており、歌を使つたこども向けのプロパガンダについて知ることのできる貴重な史料と言える⁽⁵⁾。また、徳川は「ニ」の項目でラジオの利用について言及しているが、『サクラ』に掲載された歌の多くはラジオで放送されることが謳われている。

本稿では、日本軍政下シンガポールにおける教育・文化政策について概観し、徳川が「ヘ」の項目で言及し、『サクラ』が創刊される契機となつた日本語普及運動について述べたのち、『サクラ』がどのような新聞であったのか、そして、歌のラジオ放送がどのような形で学校教育に用いられていたのかを検討したい。

一、教育・文化政策の展開と「皇民化」

まず、日本軍政下シンガポールにおける教育・文化政策について、本稿で中心的に扱うことども向け新聞『サクラ』を行した宣伝班の動向と、児童・生徒たちに対するプロパガンダの舞台となつた初等教育について、特に一九四二年から四年までの動きを概観してみたい。

一九四一年一一月一〇日、大本営政府連絡会議は『南方占領地軍政実施要領』を決定した。この決定においては、「治安ノ恢復」、「重要国防資源ノ急速獲得」、「作戦軍ノ自活確保」が目的とされ、教育文化施策の指針は示されていなかつた。この実施要領の下敷きとなつたのが、一九四一年三月二一日に参謀本部第一部内の南方占領地行政研究班によって作成された『南方作戦ニオケル占領地要綱案』であるが、そこでは「住民ノ教育向上ノ如キハ特別ノ関心ヲ示ササルコト」とされ、「教育制度ハ取敢ス既往ノ機構ヲ活用スル」と述べられていた。ここには、占領地におけるプロパガンダの展開を示す方針は全く見られない。

ところが、一九四二年三月より四三年三月までシンガポールにおける軍政の実務的最高責任者となる渡邊渡はこの実施

要領を「目先だけを見て物の重点根本を極めざる浅薄なもの」として酷評した⁽⁶⁾。渡邊は、四三年三月に転出するまで軍政部長、軍政監部総務部長などを歴任し、軍政初期の政策立案・執行において主要な任に当たっていた人物である⁽⁷⁾。渡邊の占領方針は「武断軍政」という表現で象徴され、占領地における「天皇制を基盤とした東洋道徳文化の創造と高揚、原住民の「皇民化」、そして日本の指導のもとに彼等をしてアジアに新体制を建設すべく邁進させる」ことを日本の使命と考え、「西欧教育のカリキュラムの全廃、八紘一宇のイデオロギーに基づいた日本精神の涵養、共通語としての日本語の普及を明確な文教・鍛成の指針とすることを強調」したのである⁽⁸⁾。この渡邊の独自の軍政哲学の下で、日本軍政下シンガポールの文化・教育政策が遂行されたのである。

こうした中で、軍政開始当初にシンガポールにおける宣伝に従事したのが、第一五軍に配属された「文化人」宣伝班員らである。マラヤ・シンガポールに徵用された「文化人」としては、作家では会田毅、小出英男、神保光太郎、中村地平、寺崎浩、井伏鱒二、中島健蔵、小栗虫太郎、秋永芳郎、大林清、北川冬彦、里村欣二（後にボルネオに異動）、海音寺潮五郎ら、画家では栗原信ら、ジャーナリストでは堺誠一郎、山本実彦、前田雄二、平井常次郎、平野直美、柳重徳ら、カメラマンでは石井幸之助ら、音楽家では長屋操らがいた⁽⁹⁾。彼ら宣伝班員の任務は①占領地の住民に対する宣伝宣撫、②対国内報道、③作戦軍将兵の啓蒙であった⁽¹⁰⁾。この中で特に教育、プロパガンダに深く関与したのが神保、中島、井伏らである。

神保は、一九四二年五月一日に昭南日本学園を開設し、自ら園長となり日本語教育を行った。入学資格はおおむね一六歳から二五歳であり、同年一月までの半年間に三回の卒業生約千人を輩出した。さらに、三百五十人の教員を対象にした教員講習も行っていた⁽¹¹⁾。神保は、この学園において、「単に語学を教授するのではなくして、日本語を通じて、日本を教へたかった」とし、また、彼は「大和民族の優秀性を信じて疑はず」「彼らを指導することが、私達民族に与へられた天の使命である」とも考えていた⁽¹²⁾。その後昭南日本学園は、四二年一月に管轄、運営が軍政監部に移行し、軍政監部国語学校として新たに開校した。

中島健蔵は、シンガポール占領後初めての天長節である一九四二年四月二九日、『陣中新聞』において、「日本語普及運動宣言」を発表した。そこでは、「新しき国民が、たとへ片言交りにもせよ悉く日本語を語る日こそ、大東亜共栄圏確立

の実があがった日である」とし、「日本語を真に普及せしめることこそ、天長の佳節を迎へ、聖壽の万歳を壽ぎ奉る最も意義ある運動」と述べた⁽¹³⁾。これに呼応する形で、翌月には宣伝班より「日本語普及運動実施要綱」が示され、次項で述べる日本語普及運動が展開されることになる。中島はまた、神保の昭南日本学園にも関わり、実際に教鞭をとっていたわけではないが、修了式での講演を行っている⁽¹⁴⁾。

井伏鱒二は、神保や中島よりも早く一九四二年二月一六日にシンガポール入りをし、二月一九日に日刊英字紙『昭南タイムズ』の編集発行を軍から言いつかって担当した⁽¹⁵⁾。『昭南タイムズ』は、翌二月二〇日に第一号を出している。しかし、任務への不満を持っていたようで、間もなく編集長の職を辞している。その後、神保の昭南日本学園において、歴史の講義を行ったが、これは現地の小学校の校長や教頭たち日本語研修の課外時間に実施されたようである⁽¹⁶⁾。

このように、占領初期においては、教育・文化政策の実施において、宣伝班員の果たした役割は大きかったと言える。一方、学校教育制度はどうだったのであろうか。

一九四二年四月一八日、軍政部は「小学校再開ニ関スル件」を通達し、教育政策が始動する。ここには、渡邊渡の西洋

思想・文化排斥、日本化教育という軍政哲学が反映されている。この指示によって英語学校はその地位を失い、英語は教育用語として排除された。さらに、華人に対する懲罰的措置として、ほとんどが私立学校であった華語学校の再開も認可していない⁽¹⁷⁾。教育用語は日本語とマレー語が主要語とされ、例外としてタミル語の使用が認められている。予定教科としては、日本語が主教科とされたほか、唱歌、体操、遊戲、手工、作文、園芸が設定され、土・日を除き、毎日三時間授業が行われるとした⁽¹⁸⁾。実際には、人材や教材の不足などの問題もあり、この指示に忠実な形で教育がおこなわれていたとみることは難しい。こうした状況は、当事者たちによる証言や⁽¹⁹⁾、軍政当局による記述からもうかがえる。また、各州市府レベルで各地の教育事情に応じて地方当局者にかなりの自由裁量が与えられていたことも指摘されている⁽²⁰⁾。

一九四二年一〇月六日、渡邊渡の立案で「教育ニ関スル指示」が出される。ここでは、初等教育機関については「日本語ノ練習体育訓育ニ主眼ヲ置」き、用語は「日本語・マレー語」とされた。しかしこの指示では、「止ムヲ得ザル場合印度語ノ使用ヲ許シ、英語、和蘭語、中華國語ハ補助語トシテ當分使用スルモ漸次之ヲ許サザル如ク指導ス」ともあり⁽²¹⁾、実質的に華語の使用を容認しているなど、半年前の「小学校再開ニ関スル件」で示された華語教育に対する厳しい立場が

緩和されている。その背景としては、教育現場における日本語教師、日本語教科書の圧倒的な不足が指摘されている⁽²²⁾。

このような中、学校教育において重視されていたのが、日本語と唱歌と体育であった。軍政総監部調査部は、シンガポールにおいては「各種学科ヲ教授セルモ、中心ハ日本語教授ニテ、他ノ諸学科ハ全ク附ケタリノ感アリ、シカモ現在ノ如ク教科書不充分ナル現状ニ於テハ学科ノミヲ掲ゲルモ殆ド満足ナル授業ヲ行ヒ得」ざる状況であると指摘しているが⁽²³⁾、日本語のほか、唱歌と体育が特に重要な教科とみられていたようである。当時軍政監部国語学校に在籍していたソー・チュー・アン・ラムは、公学校における教育について、「日本語と日本の唱歌と体育をやっていたんだと思う。それらは重要な教科だった」と述べている⁽²⁴⁾。これは、神保光太郎の昭南日本学園を引き継ぎ、軍政監部が運営していた軍政監部国語学校においても同様であったようである。

二、日本語普及運動

一九四二年六月、日本語普及を推進していた宣伝班では、一大イベントとして日本語普及運動を実施した。この運動は当時従軍文化人としてシンガポールに赴いていた中島健蔵によって発案されたものと言われており、四二年五月一七日に宣伝班より、実施要領が示されている⁽²⁵⁾。この要領によれば、この運動は、四二年六月一日より七日までを運動期間として、マレー半島および「スマトラ」島住民に対し、日本語の普及徹底を図ることを目的として行われることになった。また、「まなべ使える日本語」という標語が採用されていた。実施項目としては、伝單・ポスター、新聞・小冊子、放送のほか、映画・演劇・音楽、店頭や市電での日本語の宣伝、昭南日本語学園での日本語講習会の充実なども含まれていた。これら的内容は、一部を除きほとんどが実施されていたようである。そうした中で、現実に目に見える効果として言及されるのが、日本の歌の普及である。たとえば、神保光太郎は、次のように語っている⁽²⁶⁾。

それから市内の小学校に受信機を配置して、学校向の放送を行つた。それから小学唱歌をやる。マライ人は音樂が上手ですから、歌でやれば直ぐ覚える。昭南日本学園の卒業式には「仰げば尊し」などといふのをやつたわけです。町中でやつてゐる。「愛國行進曲」なんかもやりますし、「軍艦マーチ」なんかもやり兼ねない。非常にいい調子なんですね。

このように、日本語普及運動は、「日本語の普及」がどの程度効果を上げていたかは不明であるが、「日本の歌」の普及に一役買つたことは確かなるようである。その点で、日本語普及運動はシンガポールにおける音楽工作の展開にとって大きな意味を持っていたと言えるであろう。そして、この「日本の歌」の普及の媒介となつたと考えられるのが、実施要領においても言及されていたことでも向けカタカナ新聞『サクラ』である。

三、子ども向け新聞『サクラ』

○日本語普及運動を機に創刊されることとなつたカタカナ新聞『サクラ』は、軍宣伝班を発行者とし、一九四二年六月一〇日に創刊号が刊行された。この新聞の刊行には神保光太郎が中心的役割を果たしていただようであり、その発行の企画案として次のように述べている⁽²⁷⁾。

一、片仮名文字を通じて、日本精神を現地の少国民並びに一般住民に理解伝達せしめんとす。
一、各方面の日本語教育の一助として、又、日本語教育者に対する良き指導機関とし、併せて、教授上の副読本たらんとす。

一、現地住民の日本語習得の程度と相並行して、最初は容易に、次第に複雑なる内容と文章に向かはんとす。

一、片仮名新聞である性質上、できるだけ、写真、絵画、読みものの類を多くし、愉しく読める新聞であることを志すと共に、あくまで、日本の文字を通じて、日本の精神を發揮するものなることを忘れざるものとす。

神保の記述から、このカタカナ新聞は子どもを主な読者として想定し、学校などを利用に入れながら、教育的な要素を強く持たせようとしていたことがうかがえる。その内容について神保は、『サクラ』を小型四頁とし、第一面には写真と歌曲を、第二面と第三面には、現地住民に向けた言葉やニュース、童話、漫画などを、第四面には日本の国情紹介を掲載すると述べていた。実際に、ほぼ毎号で「日本の歌」が紹介されていただほか、この新聞はニュース、昔話、漫画、日本や戦争についての読み物などからなっていた。後には学習支援、模型、読者投稿欄なども紙面に登場するようになる。一九四二年一月までは月に三回発行され、公式の記録によれば、四二年一〇月時点で月に一万一千部発行していた⁽²⁸⁾。しかし、四二年一二月以降は発行頻度が落ちており、四三年一月以降は月に二回の発行になっている。紙面の編集に当たつ

ては、第一五号までは宣伝班員の神保光太郎が中心的な役割を果たしていたようである⁽²⁹⁾。筆者がシンガポール国立文書館(National Archives of Singapore)においてまとめた形で閲覧したのは四三年一二月一五日刊行の第三九号までであるが、部分的な形で四四年四月一日に刊行された第四五号及び四五年四月一五日に刊行された号を確認しており、この間連続して刊行されていたものと考えられる。形式面では、当初四頁からなる構成であったが、四三年三月一日発行の第二〇号より二頁に縮小されている。

また、神保が企画案で述べているように、『サクラ』は学習の進捗状況に合わせてその紙面を数次にわたり改定している。創刊号から一九四三年六月一日発行の第二七号までは『カタカナシンブン サクラ』として発行されていたが、同年六月一五日発行の第二八号からは『カナシンブン サクラ』と改称した。同年九月一日発行の第三三号からは、『こどもしんぶん サくら』と改称し、ひらがなを使用するようになったほか、漢字の使用も開始された。これは、紙面によれば、学校における『国語読本』の終了に合わせた措置とされている⁽³⁰⁾。その後、同年一〇月一五日発行の第三六号でひらがなの使用を中止し、タイトルを『コドモシンブン サクラ』としているが、同年一二月一日発行の第三八号でひらがなの使用を再開する方針を表明しており、同年一二月一五日発行の第三九号では再び『こどもしんぶん サくら』と改称した。それ以降の紙面の改定についての詳細は不明であるが、四四年四月一日に発行された第四五号においては、第三九号までの表音仮名遣いではなく、日本内地と同様の歴史的仮名遣いが用いられている。

『サクラ』は実際にどのようにして利用されていたのであるか。この点についての軍政側の資料から確認できるのは、前述の月間発行部数程度であり、流通経路など詳しいことについては不明な点が多い。しかし、『サクラ』に言及したいくつかの証言があるほか、神保による簡単な記述などもあり、これらは『サクラ』の利用状況を知る上での手掛かりとなっている。証言については、シンガポール国立文書館のオーラル・ヒストリー・コレクションの中に、『サクラ』の利用状況について言及したもののが二点確認できた。日本軍政下のシンガポールで軍政監部国語学校に在籍していたソー・チュアン・ラムは次のように証言している⁽³¹⁾。

宣伝班は軍人によって運営されていて、放送局があった。「……」そして新聞や雑誌なんかもあって、その雑誌は学校のこどもたちやオフィスに配布された、『サクラシンブン』というものだ。

この証言から、『サクラ』が学校経由でこどもたちに配布されていたことがわかる。そのほか、オフィスに配布されたことから、『サクラ』が学校の児童・生徒のみならず成人も読者として想定していた可能性も指摘できる。日本軍政下のシンガポールで昭南日本学園に在籍していたリリー・リヤン・ハイ(李良海)は次のように証言している⁽³²⁾。

思うに、あらゆるタイプの学校に見られるように、学校は国民行事に従っていた。そして、日本は「……」式典の国で、年間を通じてさまざまな式典があった。式典があるたび、学校では集会があつたり、『サクラ』という「カタカナ・シンブン」に特別な記事が載つたりした。それで祝祭について学んだ。

この証言からは、『サクラ』が日本の行事や式典について学ぶ際に教材として用いられていた可能性を示唆している。こうした利用法は、先に引用した神保の企画案に見られる、日本語教育の副教材といった点と合致していると考えられる。また、『サクラ』の編集に携わっていた神保は、次のような記述を行っている⁽³³⁾。

私が内地に帰還する前、田舎の方を廻った時、田舎の公学校の子供なども、あの小型の新聞を携へて家路に就いてゐるのに会つた。

この「田舎」がどこを指すのか明確ではないので、必ずしもシンガポールにおける光景であるとは言えないが、この神保の記述からは、『サクラ』が学校で配布され、それを児童が各自家庭に持ち帰っていたことを示唆している。『サクラ』の発行部数は月間一万一千部とされていたので、軍政監部の支配地域すべての学校の児童に配布することは不可能である。シンガポールだけでも児童数は戦争直前で七〇六一五人⁽³⁴⁾、一九四三年三月で一三五一七人⁽³⁵⁾、四四年二月で一八三五〇人であり⁽³⁶⁾、すべての児童の手元には渡らなかつたと考えられる。しかし、学校での使用ということであれば、回覧などの方法で多くの児童が閲覧できる環境をつくることが可能であると考えられる。それゆえ、『サクラ』の具体的な流通経路は不明であるが、学校経由で配布され、教材として用いられた可能性は高いと言える。

四、『サクラ』と歌

『サクラ』において注目すべきは、ほぼ毎号で「日本の歌」が紹介されているという点である。筆者が確認できなかつた第三七号を除く第三九号までに、歌と思われるものが五十六曲存在する(表一参照)。神保も著書の中で言及していたよ

タイトル	掲載号数	発行日	紙面での分類	ラジオ放送日	その他
ハイタイサン	1	1942年6月10日			
ウミ	2	1942年6月22日			
ツキ	3	1942年7月1日	ウタノオケイコ	7月13,14,16日	
ワタシノ ニンギョウ	4	1942年7月11日	ウタノオケイコ	7月20,21,23日	
アメ	4	1942年7月11日	ウタノオケイコ	7月27,28,31日	
フジサン	5	1942年7月21日	ウタノオケイコ	8月3,4,6日	
カタツムリ	6	1942年8月1日	ウタノオケイコ	8月10,11,13日	
ユウヤケ コヤケ	6	1942年8月1日	ウタノオケイコ	8月17,18,20日	
スズメ オドリ	7	1942年8月11日	ウタノオケイコ	8月24,25,27日	
ウサギ ノ ダンス	8	1942年8月21日		8月7,8,10日	
オフネ ワ チャプロン	9	1942年9月1日		8月31, 9月1,3日	
アノマチ コノマチ	9	1942年9月1日		9月28,29, 10月1日	
ハイタイサン	11	1942年9月21日			
オツキサン アナタ	11	1942年9月21日	ドヨウ		
チャヅミ	12	1942年10月1日			
イス	13	1942年10月11日		10月20,21,23日	
ギヨセン	13	1942年10月11日		10月12,13,15日	
キシャ	14	1942年10月21日	ドヨウ		
ヒヨコノヘイタイ	14	1942年10月21日	ドヨウ		
ナカヨシダイトウア	14	1942年10月21日			
コガネムシ	15	1942年11月1日		11月2,3,5日	
ヒヨコ	16	1942年11月11日	ドヨウ	11月16,17,19日	
カゼノオハナシ	16	1942年11月11日	ドヨウ		
イケノコイ	17	1942年11月21日		11月23,24,26日	
タイショウ ホウタイビ ノ ウタ	18	1942年12月8日			
キゲンセツノウタ	19	1943年2月15日			
ヒナマツリ ノ ウタ	20	1943年3月1日			
アオガ ヒノマル	21	1943年3月15日			
「ソラノンベイ」ノ ウタ	22	1943年3月27日			
テンチョウセツ ノ ウタ	24	1943年4月15日			
ニッポンカイ カイセン ノ ウタ	25	1943年5月1日		5月20,24,25,27日	
アイコク ノ ハナ ノ ウタ	25	1943年5月1日			
モモタロウ ノ ウタ	26	1943年5月15日			
ミズグルマ	26	1943年5月15日		6月1,3日	
アサヒワノボリヌ	27	1943年6月1日		6月8,10,15,17日	
キンギョ	27	1943年6月1日		6月7,9,14,16日	
ハハドリコトリ	28	1943年6月15日		6月21,23,28,30日	
ウミ	28	1943年6月15日		6月22,24,29, 7月1日	
ノウリョウ	29	1943年7月1日		7月8,12,13,14,15日	
タナバタサマ	29	1943年7月1日		7月5,6,7日	
おやまのたいしう	30	1943年7月15日		7月20,22,27日	
アメフリ	30	1943年7月15日		7月19,21,26,28日	
アノカゼワ	31	1943年8月1日		8月16,18,23,25日	
ワレ ワ ウミノコ	31	1943年8月1日		8月17,19,24,26日	
まきばのあさ	32	1943年8月15日		8月31, 9月2,7,9日	
ハイタイ ゴッコ	32	1943年8月15日		8月30, 9月1,6,8日	
ユウヒ	33	1943年9月1日		9月13,15,20,22日	
はすいけ	33	1943年9月1日		9月14,16,21,23日	
アジア ノ コドモ ウンドウカイ	34	1943年9月15日		10月5,7,12,14日	
みのりのあき	34	1943年9月15日		10月4,6,11,13日	
ショウジョウジ ノ タヌキバヤシ	35	1943年10月1日		10月18,20,25日	
はまらどり	35	1943年10月1日		10月19,21,26日	
ツキヨ ノ ウサギ	36	1943年10月15日		11月8,10,15,17日	
大東亞カゾエウタ	36	1943年10月15日		11月9,11,16,18日	
アジア ノ チカラ	38	1943年12月1日		12月1,2,6,7日	
一月一日	39	1943年12月15日		12月20,21,22,23日	

筆著作成

うに、一面には楽譜付きで歌が紹介されており、初期の『サクラ』には「ウタノオケイコ」としてその歌詞が掲載されていた。そのほか、「ドオヨウ」または「ドウヨウ」として歌詞のみが掲載されている場合や、単に歌詞のみが掲載されているものも見られる。

この五十六曲のうち、三十九曲については、ラジオで放送されることが謳われており、放送日時が歌詞とともに記されている。放送される歌は、一面に楽譜とともに掲載される場合が特に初期の段階では多かったが、必ずしも毎号一曲とは限らず、ラジオで放送される歌が複数曲掲載されている号も見られる。この傾向は初期の『サクラ』から見られるものであるが、特に第二七号から第三六号までは毎号二曲が放送されることになっていている。また、その場合、楽譜が必ずしも掲載されているわけではない。

一方、『サクラ』の歌がラジオで放送されない期間も存在する。ラジオでの放送が謳われるようにになったのは、一九四二年七月一日発行の第四号掲載の歌が最初であり、その後同年九月までは毎号、放送される歌が掲載されているが、その後頻度が落ち、四二年一月二一日発行の第一七号掲載の歌を最後に、約半年間にわたり放送される歌が掲載されない。四三年五月一日発行の第二五号掲載の歌から再びラジオ放送が言及されるようになり、それ以降、筆者が確認できた第三九号まではほぼ毎号で掲載された歌のラジオ放送が謳われている。

また、放送される歌は、それぞれ一回限りでの放送ではなく、どの曲も三一四回にわたって放送されることになっていた。放送時間は一時三〇分からとされている。同じ曲を何度もラジオで放送する試みは、一九三六年六月一日に日本内地で始まった国民歌謡においてなされており、音楽を用いた国民の戦争動員の形式が採られていたとみることができる。⁽³⁷⁾

五、学校におけるラジオの利用と『サクラ』

『サクラ』に掲載され、ラジオで放送された歌は学校教育でどのように利用されるべきものであったのか。この点について、『サクラ』以外の史料から読み解いていくことができる。

日本軍政下シンガポールでは、学校教育においてラジオ放送を積極的に利用しようとする動きが見られた。すでに、日本内地では学校放送が広く利用されており、それを占領地で応用する試みであったと考えられる。軍政側の資料では、

「放送局ハ学校放送ヲ有効適切ナラシムル為文教科並地方當局ト常々連絡ヲ密ニシ、又学校ニ技術員ヲ派シ、受信機ヲ貸与スル等努力見ルベキモノアリ」とあり⁽³⁸⁾、ラジオ放送による学校教育が謳われている。

日本軍政下での学校教育は、一九四二年四月一八日の「小学校再開に關する件」の通達によって方針が策定され、實際には同年の三月から七月にかけて授業を再開していた⁽³⁹⁾。しかし、学校教育開始直後に学校放送が行われていたことは確認できていない。四二年四月二五日付の英字紙『昭南タイムズ』にラジオ欄が現れるが、そこには学校放送の予定がないばかりか、そもそも放送時間帯も午後七時以降であった⁽⁴⁰⁾。プログラムは東京の放送局からのニュース、マレー語・タミル語・ヒンドゥスタン語・廣東語・福建語・英語によるニュース、日本語講座、各現地語の音楽などからなっていた。

同年六月に実施された日本語普及運動では、すでに述べたように、学校放送がその実施項目に含まれていた。学校放送はこの日本語普及運動を機に開始されたようであり、六月九日付の『昭南タイムズ』のラジオ欄に初めて学校放送の予定が掲載される⁽⁴¹⁾。午前一時からの放送が掲載されており、午前一時に「華語による華語学校向け日本語講座」、一時一五分から「マレー語によるマレー語学校及びインド語学校向け日本語講座」、一時三〇分から「すべての学校に向けた日本語の歌」、一時四五分から二時まで「公学校向け日本語講座」の放送が予定されていた。この時点ではまだ『サクラ』は刊行されておらず、具体的なプログラムは不明であるが、学校向けに日本語の歌が放送されていたことがわかる。ただし、翌日付の『昭南タイムズ』のラジオ欄には学校放送の予定は掲載されておらず、夜間の放送のみであることから⁽⁴²⁾、必ずしも毎日学校放送がなされていたわけではないと考えられる。

一九四二年七月一一日に発行された『サクラ』第四号に初めて掲載された歌がラジオで放送されることが謳われるが、実際に放送予定の七月二三日のラジオの放送予定を『昭南タイムズ』で確認すると、この日の午前中のプログラムは前月から掲載されている学校放送の予定と同様のものであった⁽⁴³⁾。『サクラ』では午前一時三〇分に歌を放送することをうたっているが、これは『昭南タイムズ』のラジオ欄に見られる「すべての学校に向けた日本語の歌」の時間に一致している。また、表に見られるように、『サクラ』に、学校放送されると明記されている歌も少数ながら存在する。これらのこと考慮に入れれば、『サクラ』の歌は「すべての学校に向けた日本語の歌」の番組の一環として放送されたものと考へて良いだろう。

「日本の歌」のラジオ放送が学校教育において実際に利用されたことは、當時視学官(inspector)を務めていたボール・アビシェガナデンの証言からもわかる。彼は、学校にラジオ放送を通じて歌を教えるよう、指導を行っていた。そして、学校で実際に児童がラジオを通じて日本の歌を聴いていたことについて証言している⁽⁴⁴⁾。

彼ら「日本人」は唱歌への愛好をすすめ、ラジオ局で一回当たり三～四曲流した。どの学校にもラジオの受信機が配られて唱歌の時間にはこどもたちはみんな床や講堂なんかに座って歌を聴いた。

「一回当たり三～四曲」とあるが、新聞のラジオ欄によれば日本語の歌の放送時間は一五分間なので、ちょうど収まる曲数であると考えられる。それゆえ、この「唱歌の時間」というのは、新聞のラジオ欄に見られる「日本語の歌」の時間と同じものと考へて良いだろう。さらに彼は、ラジオ放送に際して、楽譜などの教材が学校で用いられたことにも言及している⁽⁴⁵⁾。

彼ら「日本人」はラジオを教育の道具として使う教授法を持っていた。彼らは一回当たり三～四曲選んでラジオ局で歌を流していたのを憶えてる。彼らは楽譜と歌詞を学校に送って音楽教員が特定の日の特定の時間、学校に放送されると知らされていたときに楽譜や歌詞が使えるようにした。

ここで言及されている教材が『サクラ』であったかどうかは明らかではないが、少なくとも、『サクラ』がその一つとして含まれていた可能性は指摘できるだろう。このように、軍政側はシンガポールにおける教育を遂行するにあたって、ラジオ放送の活用を試み、『サクラ』に掲載された歌もその一環に位置づけられていたと考えられる。そして、その試みは実際にどの程度行われていたかは不明であるが、各学校に行きわたるよう策が講じられていたことがわかる。

おわりに

以上の史料の検討から、『サクラ』に見られる日本軍政下シンガポールでのこども向けプロパガンダ、とりわけ音楽工作の側面についての特徴を三点ほど挙げることができる。

① 一九四二年から四三年にかけての時期において、渡邊渡の下で「皇民化」を推進する軍政が展開されたが、渡邊の

軍政哲学に基づく「プロパガンダ」を遂行するにあたって、「文化人」たちを徴用して組織された宣伝班の役割が大きかった。学校教育制度が十分に整わない中で、昭南日本学園という日本語教育施設を立ち上げたのは神保光太郎であり、また、学校へのラジオの設置や学校放送の実施などを推進した日本語普及運動を企画したのも、中島健蔵ら宣伝班員であった。日本語普及運動の効果についての当時の評価には誇張が含まれていると見られるが、少なくとも、「日本の歌」を普及させたという点においては目に見える効果があつたとみられる。その点で、日本語普及運動は、シンガポールにおける音楽工作の展開という側面を持ち合わせていたと言える。

② 一九四二年四月に小学校が再開され、日本軍政の下での学校教育制度が始まったが、各学校は十分な人材と教材を確保することが難しく、軍政当局の指示通りの学校教育は行われていなかつた。シンガポールにおいては、実際には日本語が中心となつてそれ以外の教科は付け足しとなつていていたが、その中でも、唱歌と体育は特に重視されていたようである。

③ 日本語普及運動を機に創刊されたことにも向け新聞『サクラ』は学校の副教材という役割を持っており、実際に学校向けに配布されていたと考えられる。また、ほぼ毎号で「日本の歌」が紹介されており、紙面にはラジオでの放送が謳われている。ラジオで歌が放送されるときには、学校放送が行われる時間帯であり、学校向けにラジオで『サクラ』所収の歌の放送が行われていたものと考えられる。また、一部の『サクラ』所収の歌には、学校放送に言及しているものもあり、そのほかの歌もラジオで学校向けに放送されたとみることができよう。学校においてラジオを使った歌唱指導が行われていたことは、証言などからもわかつており、そこで使われた教材が『サクラ』であった可能性も指摘できる。

史料や証言、先行研究などでもたびたび指摘されていることであるが、日本軍政下のシンガポールでの学校教育は十分な環境で行われたものではなかつた。それに対して積極的に「プロパガンダ」活動を展開していたのが宣伝班であった。その宣伝班が日本語普及運動を機に創刊した『サクラ』は学校教育が十分果たし得なかつた「皇民化」教育を担うメディアであつたと言えるであろう。また、『サクラ』は「日本の歌」の楽譜及び歌詞を掲載し、歌をラジオによって各学校に放送するといった学校教育との連携も見られた。つまり、『サクラ』は初等教育の現場における教師や教材の不足を補う役割を果たしていたともいえるであろう。こゝに、積極的に日本の歌を普及しようとする軍政側の動きが見られる。

註

- (1) 「皇民化」という概念が、本来政策的に掲げられた一九三〇年代後半以降の植民地台灣・朝鮮に限定されず、分析概念として拡大適用される」とに対しても、駒込武らの批判がある（駒込武『植民地帝国日本の文化統合』岩波書店、一九九六年、一一〇—一四〇頁）。当然、政策展開の時期による差異や地域による差異を考慮に入れるべきであるが、本稿では、あくまで日本軍政下シンガポールといつ時期的にも空間的にも限られた対象を扱つため、先行研究に倣い、便宜的に「皇民化」という分析概念を用いる。
- (2) 日本軍政下シンガポールでの教育・文化政策を扱つた代表的研究として、Akashi, Yoji, 'Japanese Cultural Policy in Malaya and Singapore, 1942-45' In Japanese Cultural Policies in Southeast Asia during World War 2, Grant K. Goodman ed., Macmillan, 1991, 明石陽至「日本軍政下マラヤ・シンガポールにおける文教政策——一九四一—一九四五」倉沢愛子編『東南アジア史の中の日本占領』(早稲田大学出版部、一九九七年)、宮脇弘幸「日本軍政下シンガポールの教育・言語政策」「植民地教育史研究年報」二(一九九九年)、松永典子「日本軍政下マラヤにおける日本語教育」(風間書房、一〇〇一年)などが挙げられる。
- (3) 尾張徳川家第十九代当主。設立当初の日本音楽文化協会会長を務めたほか、多数の団体の代表職・名誉職を務めた。イギリスから受け取った植物園・博物館・図書館を戦火や略奪から「守り」、敗戦後に返還された。
- (4) 德川義親『マライ教育事情 第一巻』(一九四三年)、六九頁。
- (5) こゝも向け新聞『サクラ』についで、これまで部分的に紹介されてきたにすぎず、あまりまとま形で史料として用いられてこなかつた。それゆえ、本稿は本史料を利用した先駆的な研究として位置付けることができよ。
- (6) 明石陽至「渡邊軍政——その哲理と展開」(一九四一年二月～四三年三月)、明石陽至編『日本占領下の英領マラヤ・シンガポール』(岩波書店、一〇〇一年)所収、一九頁。原典は渡邊渡『大東亜戦争回想録』其ノ一、昭南編。
- (7) 同前、一五頁。
- (8) 明石陽至「解題」明石陽至編集解題『南方軍政関係史料一九 軍政下におけるマラヤ・シンガポール教育事情史・資料』(一九四一)

一九四五』（龍溪書舎、一九九九年）第一巻所収、一〇頁。

(9) 中島健蔵『回想の文学^⑤ 雨過天晴の巻』（平凡社、一九七七年）、一一〇～一二〇頁、七一～七四頁。

(10) 前掲松永、五八頁。

(11) 神保光太郎『昭南日本学園』（愛之事業社、一九四二年）、一一一～六頁。

(12) 同前、六一、六九頁。

(13) 同前、一二六〇～一六一頁。

(14) 同前、二九九頁。

(15) 井伏鱒二『徵用中のJAP』（中央公論新社、一〇〇五年）、一九～一〇頁。

(16) 同前、三一九頁。井伏は、神保や中島に比べると日本語普及に対する積極的な姿勢が見られない。西原大輔は、「井伏というものの書あれば、天下国家のあるべき姿、社会の進んでるべき方向、国際社会における日本の役割といったことについて、ほとんど何にも考えていなかった、いやむしろ考える能力が欠けていたと言わざるを得ない」と評している。西原大輔「日本人のシンガポール体験」（一四）井伏鱒二の香氣な従軍小説『シンガポール』（一〇〇一年四号、二八～二九頁）。

(17) 一九四一年六月以降に再開されている。明石「日本軍政下のマラヤ・シンガポールにおける文教政策——一九四一～一九四五五年」、三〇〇～六頁。

(18) 前掲徳川、四九～五一頁。

(19) 昭南特別市教育科員原田歴一は「日本語中心の教育といつても、第一、日本語を教える先生もいなければ、教科書もない。さしあたっては『従来通りの教育を続けよ』と教育科のインスペクターに指示せられたを得なかつた。」と証言している。シンガポール市政会編『昭南特別市史——戦時中のシンガポール』（社団法人日本シンガポール協会、一九八六年）一九六～一九七頁。

(20) 前掲明石、三〇～八頁。

(21) 前掲徳川、一一〇頁。

(22) 渡辺洋介「シンガポールにおける皇民化教育の実相——日本語学校と華語学校の比較を中心に」池田浩士編『大東亜共栄圏の文化建設』（人文書院、一〇〇七年）所収、八一頁。

(23) 南方軍政監部調査部『占領後ニ於ケル『マハイ』ノ初等教育』（総調資第一八号、一九四二年）一一四頁。

(24) Soh Chuan Lam, reel no. 33. (National Archives of Singapore Oral History Collection, Accession no. 000304)

(25) 前掲神保、一五七～一五九頁。

(26) 中島健蔵・神保光太郎対談「特集 マライの日本語」『日本語』第三卷第五号、一九四二年、三七～三八頁。

(27) 前掲神保、一二六頁。

(28) 富軍政監部『富軍政年報』一九四二年。

(29) 前掲神保、一三三～一三四頁。

(30) 『国語読本』卷一は一九四一年二月二十五日に軍政監部国語学校の編纂によつて、昭南軍政監部文教科が発行した。これは軍政監部国語学校で使用されたものであり、卷一から卷三まで発行され、各巻とも二ヶ月課程用に編集されていた。『国語読本』の卷一と卷二は軍政監部国語学校の校長であった鳥居次好によって編まれたものである。宮脇弘幸「解題」明石陽至・宮脇弘幸編集解題『南方軍政関係史料三一 日本語教科書・日本の英領マラヤ・シンガポール占領期（一九四一～一九四五）』（龍溪書舎、一〇〇一）所収、二五～二七頁。

(31) Soh, op cit.

(32) Li Liang Hye, reel 11. (National Archives of Singapore Oral History Collection, Accession no. 000548)

(33) 前掲神保、一三三～一三四頁。

(34) このうち英語学校の生徒数には中学も含まれて二八〇。

(35) 前掲徳川、八〇～八一頁。

(36) 馬來軍政監部文教科『マライ教育通覧』（一九四四年）、九頁。

(37) 国民歌謡の詳細については、戸ノ下達也『音楽を動員せよ——統制と娛樂の十五年戦争』（青幻社、一〇〇八年）、一八～一四八頁を参照。

(38) 前掲徳川、七八頁。

(39) 前掲渡辺、七九頁。

- (40) The Syonan Times April 25, 1942: 2.
- (41) The Syonan Times June 9, 1942: 4.
- (42) The Syonan Times June 10, 1942: 2.
- (43) The Syonan Times July 12, 1942: 2.
- (44) Paul Abisegaraden, reel 47. (National Archives of Singapore Oral History Collection, Accession no. 001415).
- (45) Ibid. reel 40

(1 樓大學大學生)